

農業経営復旧等のための金融支援

【7, 766百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<背景/課題>

- 東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業経営復旧対策利子助成金等交付事業

被害を受けた農業者等が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の災害復旧関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子での借入れが可能となるよう、必要となる利子助成金を交付します（融資枠：400億円）。

併せて、農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金（災害復旧）の貸付限度額を拡充するほか、据置期間・償還期限の延長（いずれも3年）を行います。

（農業経営復旧対策利子助成金等交付事業 444百万円
事業実施主体：（財）農林水産長期金融協会）

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業（実質無担保・無保証人による貸付）等

日本公庫が貸し付ける災害復旧関係資金について、実質無担保・無保証人で貸し付けることができるよう、必要となる出資金を交付します。また、日本公庫が貸付業務を円滑に実施するために必要な経費やコスト相当額を補給金として交付します。

（株式会社日本政策金融公庫出資金 6,000百万円
株式会社日本政策金融公庫補給金 193百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫）

3. 農業経営復旧対策特別保証事業

被害を受けた農業者等の資金調達の円滑化を図るため、以下の交付金を交付します。

- 農業信用基金協会が実質無担保・無保証人での債務保証ができるよう、債務保証の事故時の（独）農林漁業信用基金（信用基金）の保険割合を引き上げるために必要となる財務基盤強化のための交付金
- 農業近代化資金等の借入時の保証料負担を軽減できるよう、信用基金の保険料及び農業信用基金協会の保証料を引き下げるために必要となる財務基盤の強化のための交付金

（農業経営復旧対策特別保証事業 736百万円
事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会）

4. 被害農家営農資金利子補給等補助金

被害を受けた農業者等が、経営の復旧に緊急に必要なとなる運転資金である天災融資資金について、農協や銀行等の金融機関から実質無利子での借入れが可能となるよう、必要となる利子補給金を交付します（融資枠：1,000億円）。

（被害農家営農資金利子補給等補助金 393百万円
補助率：65/100又は50/100
事業実施主体：都道府県）

お問い合わせ先：

- 1～3の事業 経営局金融調整課（03-3501-3726（直））
4の事業 経営局経営政策課（03-6744-2142（直））

農業者等の金融支援

【13,745百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業者等の負担軽減のための実質無利子、無担保・無保証人貸付等

被害を受けた農業者が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子、無担保・無保証人等での借り入れが可能となるよう、必要となる利子助成金及び交付金等を交付します（融資枠：430億円）。

また、被害を受けた食品事業者等が復旧・復興の取組を行うための資金を円滑に調達できるよう、日本公庫が危機対応円滑化業務として、指定金融機関に対して、損害担保及び利子補給を行うために必要となる出資金を交付します（融資枠：120億円）。

農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業 444百万円
事業実施主体：（財）農林水産長期金融協会
株式会社日本政策金融公庫補給金 36百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策金融公庫出資金 6,304百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6,961百万円の内数
事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

2. 信用補完機関の財務基盤強化を通じた新規融資の円滑化

被害を受けた農業者が新規融資を受けやすくなるよう、農業者の信用補完を行う機関（農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金）の財務基盤の強化を図るため、以下の資金を交付します。

- ① 債務保証に係る代位弁済の集中的な実行により財務基盤が急激に悪化する中、代位弁済及び保険金支払いを確実にするための財源としての補助金及び交付金
- ② 被災農業者の再生計画の作成支援その他債務整理の支援を行う第三者委員会の運営経費の財源としての交付金

（農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6,961百万円の内数）
事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]

農業者等の金融支援措置の概要

1. 1次補正から実施しているもの

		資金名	資金用途	償還期限 (据置期間)	貸付金利等	融資枠
公庫資金	運転	セーフティネット資金	中長期運転資金	13年(6年)	最長18年間実質無利子 無担保・無保証人	1次補正 400億円 3次補正 400億円 (合計) 800億円
	施設等	スーパーL資金	施設の修理・整備等	28年(13年)		
		農林漁業施設資金	施設の修理・整備等	18年(6年)		
		経営体育成強化資金	施設の修理・整備等	28年(6年)		
負債整理	借換					
民間資金	施設等	農業近代化資金	施設の修理・整備等	18年(10年)		
	負債整理	農業経営負担軽減支援資金	借換	18年(6年)		

2. 3次補正で追加されるもの

公庫	農業改良資金	生産・加工・販売分野での新たな取組に係る施設等資金	13年(6年)	貸付全期間無利子(法定) 実質無担保・無保証人	30億円
	担い手育成農地集積資金	ほ場整備、用排水路の整備、農道の整備等	28年(13年)		
指定金融機関 (商工中金等)	危機対応融資	中堅食品事業者等向け事業資金	20年(5年)	日本公庫による利子補給 (▲0.5%)・損害担保	120億円